

各常任委員会では付託された議案について、市当局と議員の間で次の質疑が交わされました。
(なお、本文は各常任委員会委員長が執筆したものを編集し、掲載しております)

総務委員会

委員長
三田部恒明

審査案件

議案第54・55・
66・67・74・75号
請願第2・3号

問 深谷赤十字病院負担金について、第3次救急医療圏内の市町村の負担額総額、深谷市の負担割合と残額はいくらかののか。

答 第3次救急医療圏内の市町村で16億1715万3千円を負担することとなっていますが、深谷市の負担額は、10億5115万1千円です。深谷市負担金については、高額であるため平成15年から26年度にかけ、分割して納めることになっていますが、その残額は利子を含め8億2545万4283円です。

問 拡充整備負担金は、合併前の旧市町にもあったが、合計したもののなか、新たな基準財政需要額等を基に算出したものなのか。

答 旧3町は、平成15・16年度で納めています。残額は旧深谷市分です。

請願第2号

意見 知事と業界の癒着等、全国各地で相次いで発生した不正の反

省のもと、埼玉県知事、市長会・町村会が出した「公共調達改革に関する共同宣言」でも示されているとおり、全国で一般競争入札の導入・拡大等、よりよい入札制度構築への取り組みが進められている。入札対象工事設計額の未公表、最低制限価格の公表などは、首長と業界の癒着につながる可能性がある。地元業者の育成を考慮していく必要があるが、本請願は不採択とすべきである。

請願第3号

意見 非上場株式等に係る相続税の減免についての拡充を図ること等、中小企業後継者の育成のため、大切にあり、本請願は採択すべきと考える。

議案第54・69・71・72・73・75号
請願第1号



福祉文教委員会

委員長
加藤 利江

審査案件

議案第54・69・
71・72・73・75号
請願第1号

問 盛年式の出席率が30%前後であるが、今後の実施について聞きたい。

答 盛年式の出席者等のアンケートでも大変よかったという意見をいただいております。30%の出席率を維持できれば引き続き実施してまいります。

問 福祉タクシー事業の利用状況について聞きたい。

答 利用対象要件にあった方に、年間24枚つづりのタクシー券を交付しており、利用する、しないは利用者の状況によるもので、100%は利用していない状況です。

問 花園給食センターと岡部給食センターの賃金・委託料には開きがあるが、違いを聞きたい。

答 岡部給食センターは、調理業務すべてを委託しており、臨時事務員を1名雇用しています。花園給食センターは、調理業務は、直営で行っており、正職員3名、臨時職員6名を雇用しているため、その違いです。

問 デイケア施設補助事業の支給基準を聞きたい。

答 身体障害者の施設と精神障害者の施設で基準が違っています。心身障害者デイケア施設は、重度障害者には、月額9万9600円、それ以外の方には、月額5万3100円を支給しています。精神障害者デイケア施設は、月額で1施設500万円の助成をしています。

請願第1号

意見 深谷市に在住する外国人学校・民族学校の児童生徒の教育の機会を制度的に保障するための教育助成に関する請願であるが、対象となる家庭の事情等、何点か調査していきたくため、継続審議としたい、との意見があり審査の結果、継続審査と決した。



市民環境産業委員会

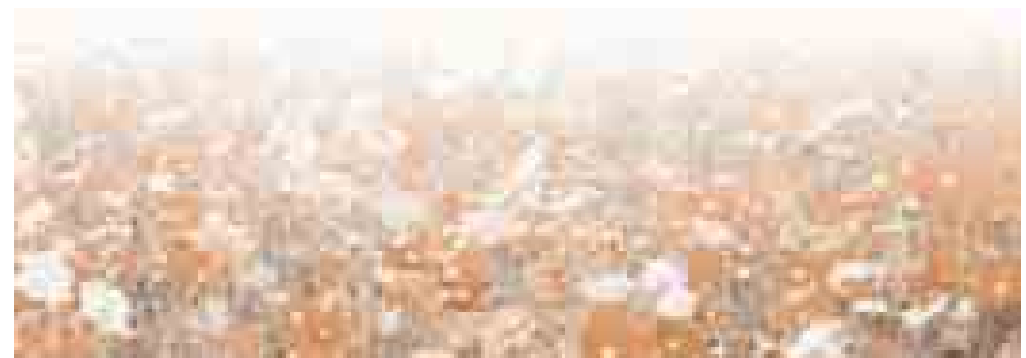
委員長
宇多村春恵

審査案件

議案第54・55・
56・62・67・68・
75・76・77号

問 砂ぼこり対策について総合的に考えていかなければできない問題であるが、考えを聞きたい。

答 担当部局において取り組んでいるが、作付けの問題等もあるため生産者と共に対策を考える必要があり。一歩でも二歩でも進む方向で対応してまいります。



建設委員会

委員長
柴崎 重雄

審査案件

議案第54・57・
58・59・60・61・
63・64・65・67・
70・75・78・79・
80号

問 電線類地中化事業で市街地の緑化という観点から街路樹をどの程度復旧するのか、基本的な考え方を聞きたい。

答 電線類地中化事業とあわせてバリアフリー事業を実施していますが、バリアフリー事業が終了しましたら、できるだけ元に戻します。

問 水道料金の未収金徴収対策について聞きたい。

答 まず、未納者に督促状を送付し、その後、はがきにより給水停止予告書を送付、それでも納めてもらえない場合は、給水停止の通知を持参し家庭を訪問します。それでもなお納めてもらえない場合は、やむを得ず給水停止を実施しています。それによりほとんど回収できています。なお、給水停止後は、人命にかかわることから何回か家庭訪問するなどのフォローを実施しています。

問 河川整備管理事業及び排水路管理事業の主なものについて聞きたい。

答 河川整備管理事業は、平成17年7月の水防法の改正により平成21年度までに洪水ハザードマップの作成義務が生じ、これにより平成20年度に総務部でこの作業を進めます。河川がはらんだ場合、どこほどの程度の洪水が生じるかについてのマップです。市の重要河川である唐沢川のはらんを想定した浸水想定区域図で600万円を予定しています。排水路管理事業は、東方地内の増田堀に3カ年でのふた掛けを行い、歩道化する継続事業です。当初予算では地元との調整が済んでいなかったため、今回の補正となつたものであります。

